

第39期定時株主総会招集ご通知添付書類

# 第 39 期 年次報告書

自 平成25年 1 月 1 日

至 平成25年12月31日

 日本セラミック株式会社

## 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）の概況及び決算の概要をご報告申し上げます。

平成26年3月

代表取締役社長 谷 口 真 一

## 企業集団の現況に関する事項

### （1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国の景気回復に伴い経済活動が活発化しましたが、欧州経済の回復は遅れており、新興各国は経済成長の力強さを欠き先行きの不透明感が増加しました。国内においては政策による金融緩和や円高基調の転換、個人消費の増加などにより経済指標は比較的良好であり景気回復基調となりました。

この様な状況の中で当社グループでは、

- イ. 堅調な自動車業界向け製品の受注を更に増加させるための営業活動に力を入れ、同時に業界の高い品質要求にお応えできるよう人材育成などの品質向上に努めております。

- ロ. 好調なLED照明関係において製品開発の活発化と受注獲得に注力しております。
- ハ. 将来的に新製品開発や増産のための設備投資、新たな生産拠点の立ち上げなど事業拡大を目的とした資金需要を見越して新株予約権付社債を発行しました。
- 二. 自動車向けセンサ製品の将来的な増産を見据え、工場の増設を行いました。

この様な活動と受注状況の結果、売上高は18,505百万円（前年同期比15.0%増）となりました。利益面におきましては、営業利益は売上高が増加したものの品質強化活動や海外子会社の為替換算後の固定費が増加したことなどから1,934百万円（前年同期比2.3%増）となりました。経常利益は、受取利息や為替差益により2,422百万円（前年同期比3.9%増）となりました。当期純利益は、減損損失の計上などにより1,449百万円（前年同期比5.8%減）となりました。

## （2）資金の調達

当社は、平成25年4月8日開催の取締役会において、2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債額面総額80億円の発行を決議し、平成25年4月24日（ロンドン時間）に当該新株予約権付社債を発行いたしました。

## （3）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施致しました当社グループの設備投資の総額は1,163百万円となりました。その主な内容は、当社において機

械装置の増設に179百万円、子会社NICERA PHILIPPINES INC.の工場能力拡充のための増設等に939百万円などであります。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第36期 (平成22年12月期)	第37期 (平成23年12月期)	第38期 (平成24年12月期)	第39期 (平成25年12月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	16,738	16,462	16,089	18,505
経常利益 (百万円)	2,452	2,938	2,331	2,422
当期純利益 (百万円)	1,636	2,305	1,539	1,449
1株当たり 当期純利益 (円)	64.50	94.30	62.98	61.39
総資産 (百万円)	40,664	41,941	44,840	55,411
純資産 (百万円)	36,488	38,270	40,791	43,084
1株当たり 純資産額 (円)	1,427.48	1,500.50	1,595.99	1,760.30

- (注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除き、単位未満を切捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、1株当たり純資産額は、発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

## (5) 対処すべき課題

経済活動が地球規模で行われる事によって、天災人災を問わず一地域の出来事が世界全体に影響を与えるようになってきていることや、低成長経済の中ではますます低価格化が好まれることもあり事業環境は極めて厳しい状況となっております。この様な状況の中で存続していくには、市場が要求する新製品への取り組み及び用途の拡大に一層傾注し、より付加価値の高い製品の市場投入、世界的シェアを維持拡大、継続的なコスト削減とリスク分散可能な生産体制の構築が必要であり、また成長の為には当社コア事業とシナジー効果のある他社との事業・資本提携及び買収、あるいは新規事業分野への進出を加速化することも必要であると考えております。

### ① 生産体制

当社グループは、生産活動は顧客の要求を実現すると共に、当社グループへ利益をもたらす地域で行うことを基本に考えており、従来から海外生産に積極的に取り組んで参りました。その結果、現在の当社グループの生産の中心は海外になっております。現在多くの企業が中国進出を進めておりますが、当社は28年前から中国生産を行ってきております。この間に蓄積された現地での経営ノウハウ、人脈等が無形の資産となり当社グループの利益の源泉となっております。今後もこれらの力を最大限に活かして、中国現地工場での生産体制の一層の効率化を進めていく一方、リスク分散の必要性から他地域での生産体制の強化も進め、地球的視野から生産地と消費地

の調和を図って参ります。その一環として、フィリピン現地法人の生産能力を増設し生産品目を拡大しております。また、国内においては、これらの量産工場に移管する前の開発製品の生産体制の確立等を目指す工場を構築し、この工場を各量産工場のマザー工場としてグループ全体の生産体制を強化して参ります。

## ② 新製品の開発

当社グループでは、市場での競争力を高めていくためにフェライト、セラミックの新材質の開発、既存製品の改良新機種の開発、新製品の開発を常に続けており、そのために研究所及び事業部門の中に技術部署を設けております。技術部署は市場に直結する主要製品部門毎に設置し、顧客ニーズを汲み取りながら新製品の開発、改良に取り組んでおります。また、センサ等の当社製品を組み込んだモジュール品の開発を鋭意進め、市場に提供して参ります。研究所におきましては、現在の主要製品とは別に今後当社の核となる製品の開発に取り組んでおりますが、専門性の高い人材を広く確保する上で国内研究拠点の戦略的な配置を検討していきます。また、製品の競争力を一層高めていくために、鳥取大学、鳥取県、鳥取市と協定を結び、MEMS技術の確立も進めて参ります。

## ③ 営業体制

従来製品ごとに営業担当者を振り分けていた本社営業部門を、販売地域ごとに当社全取扱製品を効率よく営業活動が可能になるよう組織体系を変更致しました。これにより営業

活動費用を抑えつつ拡販を行い、複数の製品取り扱いが可能な人材育成を強化して参ります。

#### ④ 経営管理体制

当社グループでは、当社の投下可能な資本を如何にしてリターンの高い事業分野に投下し、継続的な成長を達成できるかが、当社企業価値の長期的な向上を図る上で重要な課題であると認識しております。ついては当社経営指標の達成を目指すと共に、投下資本利益率、資本コスト及びキャッシュ・フローを強く意識した経営管理を行っており、いわゆる企業価値経営を重視しております。

株主の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (6) 主要な事業内容

セラミックセンサ、フェライト、モジュール製品などの電子部品並びにその関連製品の研究開発及び製造販売を主たる事業として行っております。

### (7) 主要な営業所及び工場等

(平成25年12月31日現在)

#### ① 当社

本社テクニカルセンタ	鳥取県鳥取市
先進技術開発研究所	鳥取県鳥取市
南 栄 工 場	鳥取県鳥取市
湖 山 工 場	鳥取県鳥取市
八 東 研 究 所	鳥取県八頭郡
東 京 営 業 所	東京都中央区
大 阪 営 業 所	大阪市淀川区

## ② 主要な子会社

### 主要な営業拠点

NICERA EUROPEAN WORKS LTD. (イギリス)

NICERA HONG KONG LTD. (香港)

NICERA AMERICA CORP. (アメリカ)

### 主要な生産拠点

昆山日セラ電子器材有限公司 (中国)

NICERA PHILIPPINES INC. (フィリピン)

## (8) 使用人の状況 (平成25年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,923 (1,761) 名	91名減 (316名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
304(0)名	12名減(2名減)	40.5歳	12.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

(平成25年12月31日現在)

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。



## ② 子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
NICERA EUROPEAN WORKS LTD.	1,466千英ポンド	100 %	当社及び関係会社の製品の販売
昆山日セラ電子器材有限公司	499,822千人民元	100	電子部品並びに関連製品の製造販売
日セラテック株式会社	10,000千円	100	当社製品組立加工請負
日セラマーケティング株式会社	50,000千円	100	雑貨、電気製品の仕入・販売及び通信販売
NICERA HONG KONG LTD.	150千香港ドル	100	当社及び関係会社の製品の販売
NICERA AMERICA CORP.	100千米ドル	100	当社及び関係会社の製品の販売
NICERA PHILIPPINES INC.	25,000千比ペソ	100	電子部品並びに関連製品の製造
上海日セラ磁性器材有限公司	134,026千人民元	90	電子部品並びに関連製品の製造販売
上海日セラセンサ有限公司	147,808千人民元	55	電子部品並びに関連製品の製造販売
昆山科尼電子器材有限公司	13,196千人民元	75	電子部品並びに関連製品の製造
日セラ三和電器(蘇州)有限公司	16,000千人民元	51	電子部品並びに関連製品の製造販売

(注) 昆山科尼電子器材有限公司に対する当社の議決権比率につきましては、上海日セラセンサ有限公司による間接所有割合であります。

### (10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会社の株式に関する事項(平成25年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 23,247,866株  
 (自己株式を除く)  
 (3) 株主数 5,025名  
 (前期末比396名増加)  
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
谷口興産有限会社	3,783千株	16.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,288	9.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,564	6.73
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,233	5.30
日セラ興産株式会社	1,113	4.79
株式会社山陰合同銀行	1,084	4.66
TAIYO PEARL FUND, L. P.	984	4.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	963	4.14
穂山 正紀	556	2.39
谷口 義晴	529	2.27

(注) 持株比率は自己株式(3,064,536株)を控除して計算しております。

### (5) 所有者別株式分布

区分	株主数	所有株式数	比率
	名	千株	%
個人・その他	4,758	5,933	22.55
政府・地方公共団体	—	—	—
金融機関	30	6,099	23.18
その他国内法人	88	5,245	19.94
外国人	116	5,822	22.13
証券会社	32	145	0.55
自己名義株式	1	3,064	11.65
合 計	5,025	26,312	100.00

### (6) 所有数別株式分布

区分	株主数	所有株式数	比率
	名	千株	%
1 単元未満	292	9	0.04
1 単元以上	2,477	443	1.68
5 単元以上	600	346	1.32
10単元以上	1,441	2,294	8.72
50単元以上	93	582	2.21
100単元以上	77	1,565	5.95
500単元以上	17	1,313	4.99
1,000単元以上	17	3,529	13.41
5,000単元以上	10	13,163	50.03
自己名義株式	1	3,064	11.65
合 計	5,025	26,312	100.00

## 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容

名称	平成24年3月29日取締役会決議
新株予約権の発行日	平成24年4月16日
新株予約権の数	745個
保有人数 当社取締役(社外役員を除く)	6名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 74,500株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	1株につき 1,496円
新株予約権の行使期間	平成26年3月30日～ 平成29年3月29日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役であることを要する。但し、取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

# 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の状況 (平成25年12月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
* 谷口 義晴	代表取締役社長兼会長		日セラ興産株式会社 代表取締役社長 昆山日セラ電子器材有限公司 董事長 上海日セラ磁性器材有限公司 董事長 日セラ三和電器(蘇州)有限公司 董事長
* 谷口 真一	代表取締役専務	経営企画室、統括総務部担当	
* 広富 一隆	常務取締役	赤外線センサ事業部担当	
* 中川 健二	取締役	応用事業部、中国・香港担当	NICERA HONG KONG LTD. 総経理
* 谷田 明彦	取締役	車載事業本部、NICERA PHILIPPINES INC.担当	
* 近藤 純	取締役	統括営業部、NICERA EUROPEAN WORKS LTD.担当	NICERA EUROPEAN WORKS LTD.代表取締役社長
川崎 晴子	取締役		
久留飛精敏	常勤監査役		
山根 治	監査役		山根公認会計士事務所 所長
中尾修治郎	監査役		税理士法人中尾総合事務所 代表社員
田村 康明	監査役		田村康明法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役川崎晴子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山根治氏、中尾修治郎氏及び田村康明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役川崎晴子氏は代表取締役社長兼会長の三親等内の親族であります。
4. \*印を付した取締役は、執行役員を兼務しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は、次の10名です。

福井孝志、森本博文、藤原佐和子、鍾立群、  
藤原英機、本城圭、森本隆、重森巧、  
吉田勲生、岩崎克志

5. 取締役 川崎 晴子氏は、長年金融機関に勤務しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 山根 治氏は、公認会計士として会計事務に精通しており、監査役 中尾 修治郎氏は、税理士として税務に精通していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、監査役 山根 治氏を東京証券取引所の各規則に定める独立役員として指定し届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数
		基本報酬	役員賞与	ストック・ オプション	
取締役	64	45	18	6	6名
監査役 (うち社外監査役)	5 (1)	4 (1)	1 (0)	- (-)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	70 (1)	50 (1)	20 (0)	6 (-)	10名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、社外取締役1名は無報酬のため、対象となる役員の人数に含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年3月28日開催の第16期定時株主総会決議において年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で平成24年3月29日開催の第37回定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成3年3月28日開催の第16期定時株主総会決議において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 役員賞与には当事業年度における役員賞与繰入額を記載しております。
5. スtock・オプションには新株予約権に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 監査役 山根 治氏は、山根公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

ロ. 監査役 中尾 修治郎氏は、税理士法人中尾総合事務所の代表社員を兼務しております。なお、中尾 修治郎氏と当社との間には人的関係及び資本的関係はありませんが、顧問税理士として契約し、顧問料を支払っております。

ハ. 監査役 田村 康明氏は、田村康明法律事務所の弁護士であります。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

##### イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（5回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 川崎 晴子	11回	100%	—	—
監査役 山根 治	17回	90%	5回	100%
監査役 中尾修治郎	17回	90%	5回	100%
監査役 田村 康明	11回	100%	4回	100%

(注) 取締役 川崎 晴子氏及び監査役 田村 康明氏の出席回数については、平成25年3月28日社外役員就任後に開催された取締役会及び監査役会を対象としております。

##### ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・ 取締役 川崎 晴子氏は、長年金融機関

に勤務しており、その専門的な知識・経験等を基に、取締役会において適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

- ・ 監査役 山根 治氏は、取締役会及び監査役会において、会計に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
- ・ 監査役 中尾 修治郎氏は、取締役会及び監査役会において、税務及び財務に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
- ・ 監査役 田村 康明氏は、取締役会及び監査役会において、法務に関する観点より適宜質問をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。



## 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 優成監査法人

### (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人との責任限定契約の概要)

会社法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には賠償責任を法令が定める限度額までとする。

### (3) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	16百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新株予約権付社債の発行に係るコンフォートレターの作成業務を委託し、その対価を支払っております。

## (5) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案致しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の基本方針について次のとおり決議しております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎朝行われる連絡会に取締役を含む事業部門長が出席し各部門の業務状況、問題点を協議し全社に問題点を水平展開できる体制をとっております。社内に定める個別規定によって各業務の手順を定めることにより使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保していきます。法務室において業務の流れを法的な面から管理すると共に、内部監査室においては社内の規定に適合しているかを確認し規定の見直しを逐次進めて参ります。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、連絡会議事録、稟議書、印鑑申請書及び経理関係資料等の重要資料は法令或いは社内文書管理規定に従い保存・管理し、必要となる関係者が閲覧できる体制にしております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

稟議規定、売掛金（与信管理）規定などのリスクに関する社内規定は必要に応じリスク管理の観点から見直し、新設を進めて参ります。投資リスクに関しましては稟議規定に基づき投資部門が起案すると共に管理部門、事業関連部門が意思決定に参加しリスクの軽減を図って参ります。内部監査室、関係会社管理室においては内部監査、関係会社の業務状況からリスクの洗い出し、また、その対策をまとめ社長へ報告すると共に各部門に対して解決への指示を行って参ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し取締役と執行役員との業務を極力分離し、取締役機能の強化、効率化を図っております。取締役会では重要事項の決定、取締役の実行状況の監督を行うほか、各事業執行部門は毎月1回開催する業務報告会において自部門の月別業務状況を取締役に報告、審議すると共に、毎朝行われる連絡会には取締役も参加し日常の業務状況を確認しております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理室が各関係会社より毎月1回業務報告を受け、毎月開催される報告会において報告し、問題点がある場合は対応方法を現地会社と協議し解決します。また、関係会社での重要な投資案件について

は事前に当社の承認を受けてから行う等により各社を管理しております。内部監査室は関係会社管理室、監査役と共同し効率的な関係会社監査体制を構築して参ります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人の設置を求めた場合、監査役と取締役とが協議し使用人の設置を行います。監査役を補助する使用人の人数、職位、他部署との兼務とするかどうかは監査役と取締役が協議し決定します。

⑦ 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するため当該使用人の人事考課、異動、懲戒、解雇については監査役の事前の同意を必要とします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

常勤監査役は取締役会のほか月次毎の報告会、毎朝行われる連絡会などの社内諸会議に出席できるものとします。取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告すると共に、各監査役からその業務の執行に関して報告、資料の提供等を求められた場合は速やかに対応するものとしま

す。監査役は稟議書、その他業務執行に関する文書を閲覧し取締役及び使用人に対してその説明を求めることができます。内部監査室は内部監査の結果の報告、監査役との協議をより実効性のある体制にして参ります。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部監査室、会計監査人と連携し情報の共有、迅速に問題点を把握していく体制を進めて参ります。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上に努め、事業の発展の基礎となる財務体質の強化、今後の投資のための内部留保の充実を進めると共に、株主各位へは経営環境を配慮して按分した利益配分を行うこととしております。

この方針に基づき決算状況を勘案した適切な株主還元の決定を行っていく考えであり、従来から株式分割、増配、記念配当、自社株購入などを適宜実施して参りました。

内部留保金につきましては、企業価値を更に高めるため、新製品の開発、製品改良、生産設備の合理化などに投資して参ります。

当期の配当金につきましては、上記方針をふまえ普通配当を1株当たり20円、株主還元の一環として特別配当を1株当たり10円、合わせて1株当たり30円とし、平成26年3月13日より支払いを開始させていただきます。

### 期末配当金に関するお知らせ

① 期末配当金

1株につき30円(うち特別配当10円)

② 期末配当金の基準日 平成25年12月31日

③ 支払開始日 平成26年3月13日(木曜日)

④ 配当原資 利益剰余金

(本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。)

# 連結貸借対照表 (平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>41,961</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,010</b>
現金及び預金	26,832	支払手形及び買掛金	2,824
受取手形及び売掛金	4,212	設備関係支払手形	166
有価証券	3,787	未払金	336
たな卸資産	6,596	未払法人税等	388
繰延税金資産	196	賞与引当金	11
その他	337	役員賞与引当金	20
貸倒引当金	△0	その他	262
<b>固定資産</b>	<b>13,449</b>	<b>固定負債</b>	<b>8,317</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,506</b>	新株予約権付社債	8,034
建物及び構築物	5,331	退職給付引当金	187
機械装置及び運搬具	2,268	繰延税金負債	74
土地	2,727	その他	20
建設仮勘定	22	<b>負債合計</b>	<b>12,327</b>
その他	156	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>667</b>	<b>株主資本</b>	<b>38,086</b>
土地使用権	657	資本金	10,241
その他	9	資本剰余金	12,033
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,276</b>	利益剰余金	20,089
投資有価証券	2,112	自己株式	△4,278
出資金	74	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,836</b>
長期貸付金	145	その他有価証券評価差額金	176
繰延税金資産	3	為替換算調整勘定	2,659
その他	171	<b>新株予約権</b>	<b>39</b>
貸倒引当金	△229	<b>少数株主持分</b>	<b>2,121</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>43,084</b>
<b>資産合計</b>	<b>55,411</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>55,411</b>



# 連結損益計算書 (平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		18,505
売上原価		14,365
<b>売上総利益</b>		<b>4,140</b>
販売費及び一般管理費		2,205
<b>営業利益</b>		<b>1,934</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	324	
為替差益	85	
貸倒引当金戻入額	69	
その他	48	527
営業外費用		
社債発行費	15	
売上債権売却損	13	
持分法による投資損失	8	
その他	2	40
<b>経常利益</b>		<b>2,422</b>
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
減損損失	274	275
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,147</b>
法人税、住民税及び事業税	800	
法人税等調整額	△103	696
<b>少数株主損益調整前当期純利益</b>		<b>1,450</b>
少数株主利益		0
<b>当期純利益</b>		<b>1,449</b>

# 連結株主資本等変動計算書 (平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額 合計
当期首残高	10,241	12,033	19,377	△2,403	39,250	△7	△223	△231
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△733		△733			
当期純利益			1,449		1,449			
自己株式の取得				△1,875	△1,875			
自己株式の処分		△0		0	0			
その他			△4		△4			
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純額)						184	2,882	3,067
連結会計年度中の変動額 合計	—	△0	711	△1,874	△1,163	184	2,882	3,067
当期末残高	10,241	12,033	20,089	△4,278	38,086	176	2,659	2,836

	新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
当期首残高	17	1,755	40,791
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△733
当期純利益			1,449
自己株式の取得			△1,875
自己株式の処分			0
その他			△4
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純額)	22	366	3,456
連結会計年度中の変動額 合計	22	366	2,292
当期末残高	39	2,121	43,084

# 独立監査人の監査報告書

平成26年2月14日

日本セラミック株式会社

取締役会 御中

## 優成監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 ㊟

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 陶江 徹 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本セラミック株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本セラミック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,706</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,331</b>
現金及び預金	16,330	支払手形	1,229
受取手形	843	設備関係支払手形	166
売掛金	2,878	買掛金	1,165
有価証券	3,110	未払金	228
たな卸資産	2,902	未払費用	88
繰延税金資産	120	未払法人税等	370
関係会社短期貸付金	200	前受金	18
未収入金	292	賞与引当金	11
その他	48	役員賞与引当金	20
貸倒引当金	△19	その他	33
		<b>固定負債</b>	<b>8,277</b>
		新株予約権付社債	8,034
		繰延税金負債	123
		退職給付引当金	99
		その他	20
<b>固定資産</b>	<b>20,499</b>	<b>負債合計</b>	<b>11,609</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,057</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	2,982	<b>株主資本</b>	<b>35,380</b>
構築物	27	<b>資本金</b>	<b>10,241</b>
機械装置	272	<b>資本剰余金</b>	<b>12,033</b>
車輛運搬具	3	資本準備金	11,854
工具、器具及び備品	24	その他資本剰余金	179
土地	2,727	自己株式処分差益	179
建設仮勘定	18	<b>利益剰余金</b>	<b>17,383</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>9</b>	利益準備金	224
ソフトウェア	6	その他利益剰余金	17,158
電話加入権	1	固定資産圧縮積立金	391
その他	0	特別償却準備金	15
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,433</b>	別途積立金	12,322
投資有価証券	2,112	繰越利益剰余金	4,429
関係会社株式	344	<b>自己株式</b>	<b>△4,278</b>
出資金	0		
関係会社出資金	10,102	<b>評価・換算差額等</b>	<b>176</b>
長期貸付金	145	その他有価証券評価差額金	176
関係会社長期貸付金	1,800		
その他	157	<b>新株予約権</b>	<b>39</b>
貸倒引当金	△229	<b>純資産合計</b>	<b>35,596</b>
<b>資産合計</b>	<b>47,206</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>47,206</b>

# 損益計算書 (平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		16,007
売上原価		13,466
<b>売上総利益</b>		<b>2,540</b>
販売費及び一般管理費		1,104
<b>営業利益</b>		<b>1,435</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	156	
為替差益	169	
貸倒引当金戻入額	92	
雑収入	44	463
営業外費用		
社債発行費	15	
売上債権売却損	13	28
<b>経常利益</b>		<b>1,870</b>
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	274	274
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,598</b>
法人税、住民税及び事業税	718	
法人税等調整額	△128	589
<b>当期純利益</b>		<b>1,009</b>

# 株主資本等変動計算書 (平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資 本 準 備 金	自 己 株 式 処 分 差 益	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	10,241	11,854	179	12,033	224	439	20	12,322	4,101	17,107	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当									△733	△733	
当期純利益									1,009	1,009	
固定資産圧縮積立金の取崩						△47			47		
特別償却準備金の取崩							△4		4		
自己株式の取得											
自己株式の処分			△0	△0							
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	△47	△4	—	328	275	
当期末残高	10,241	11,854	179	12,033	224	391	15	12,322	4,429	17,383	

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主 資本 合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△2,403	36,979	△7	△7	17	36,989
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△733				△733
当期純利益		1,009				1,009
固定資産圧縮積立金の取崩						
特別償却準備金の取崩						
自己株式の取得	△1,875	△1,875				△1,875
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)			184	184	22	206
事業年度中の変動額合計	△1,874	△1,599	184	184	22	△1,392
当期末残高	△4,278	35,380	176	176	39	35,596

# 独立監査人の監査報告書

平成26年2月14日

日本セラミック株式会社

取締役会 御中

## 優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見	寛	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	陶江	徹	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本セラミック株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月20日

日本セラミック株式会社 監査役会

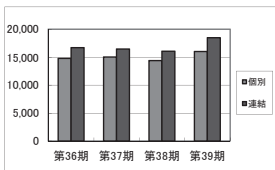
常勤監査役	久留飛 精 敏	㊟
社外監査役	山 根 治	㊟
社外監査役	中 尾 修治郎	㊟
社外監査役	田 村 康 明	㊟



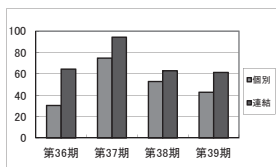
# 最近の業績の推移

■ 個別 ■ 連結

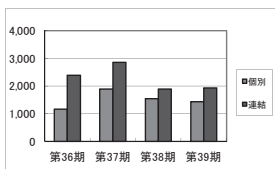
売上高(百万円)



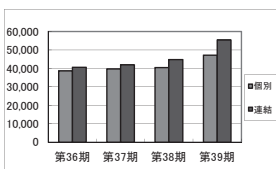
1株当たり当期純利益(円)



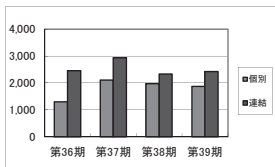
営業利益(百万円)



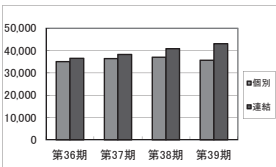
総資産(百万円)



経常利益(百万円)



純資産(百万円)



# 株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	
定時株主総会・期末配当	毎年12月31日
中間配当	毎年6月30日(注)
その他必要がある場合、あらかじめ公告する一定の日	
(注) 剰余金の配当につきましては、当社は従来より年1回期末配当のみを実施しております。	

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒168-0063  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)  
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の  
本店及び全国各支店で行っております。

1単元の株式数 100株  
公告方法 電子公告により、下記の当社ホームページに掲載致します。ただし、電子公告による  
ことができない事故その他やむを得ない  
事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載  
致します。

ホームページアドレス <http://www.nicera.co.jp/>  
上場金融商品取引所 東京証券取引所 市場第1部

## ◆住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

## ◆期末配当金の支払について

第39期期末配当金は、平成26年1月20日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、期末配当金に関しましては、1株につき30円(うち特別配当10円)、支払開始日を平成26年3月13日としてお支払いすることを決議しております。

期末配当金は、「第39期期末配当金領収書」により、払渡し期間(平成26年3月13日から平成26年4月14日まで)内に、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局(銀行代理業者)にてお受け取り願います。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご確認下さい。

◆**上場株式等の配当等に係る10%（所得税7%、住民税3%）軽減税率の廃止に関するご案内**

平成26年1月1日から上場株式等の配当等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)は廃止され、本来の税率である20%(所得税15%、住民税5%)となりました。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間（25年間）は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行されており、その所得税額に対して2.1%が『復興特別所得税』として課税されています。そのため、株式等の配当等もその源泉所得税を徴収する際に「復興特別所得税」が併せて徴収されています。

【上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率について】

配当等の支払開始日	平成26年1月1日～平成49年12月31日	平成50年1月1日～
上場株式等の配当等の税率	20.315% <small>〔内訳〕            所得税(15%) + ※復興特別所得税(0.315%)            住民税(5%)</small>	20% <small>〔内訳〕            所得税(15%)            住民税(5%)</small>

※15%×復興特別所得税率2.1%=0.315%（平成26年1月時点の情報をもとに作成しています。）

（ご参考）

◎上場株式等の配当等の源泉徴収に係るご留意事項

- ・個人の株主様で発行済株式総数の3%以上の株式等をご所有される場合の所得税率は、20.42%（所得税20% + ※復興特別所得税0.42%）となります。※20%×復興特別所得税率2.1%=0.42%  
 なお、住民税につきましては、別途お手続きが必要となります。
- ・配当等をお受け取りになる方が、法人の場合には住民税は課税されません。

◎「復興特別所得税」に係るご留意事項

- ・所得税が非課税または免除となる場合や租税条約の適用により国内法に規定する税率以下となる場合につきましては、復興特別所得税は課税されません。
- ・配当金等のお受け取り方法が株式数比例配分方式の場合の税額等につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

その他詳細につきましては、所轄の税務署等へご確認ください。

◆**決議通知について**

当社では従来から地球環境等に配慮し省資源化を推進しており、その一環として昨年末時株主総会から決議通知につきましては、従来のハガキの発送に代えて当社ホームページで開示することに致しました。

何卒ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

当社へのお問い合わせは  
 日本セラミック株式会社  
 社長室または総務部まで  
 TEL (0857) 53-3600  
 FAX (0857) 53-3676  
 E-mail nicera@nicera.co.jp

当社の情報はインターネット  
 でご案内しております。  
 ホームページ  
<http://www.nicera.co.jp/>



再生紙を使用しています

地球環境に配慮した大豆油インキを使用しています